

【会員規約】

一般社団法人麻産業創造開発機構

（会員の入会）

- (1) 本会への入会希望者は、別に定める入会申込書を事務局に提出して、理事会の承認を得なければならない。
- (2) 本会への入会希望者は、本機構に所属する会員企業からの紹介であることを原則とする。

（会員の退会）

- (1) 会員は、次の各号に該当する場合には退会するものとする。
 1. 会員の資格を喪失したとき。
 2. 退会の届け出が理事会において承認されたとき。
 3. 理事会において除名の決議があったとき。
- (2) 会員は、自らの意思により本会を退会しようとする場合には、退会予定日の 1 ヶ月前までに事務局に届け出なければならない。
- (3) 前項の場合には、この会に納付すべき会費、負担金その他経費のうち未納の分は完納しなければならない。

（除名）

会員が次の各号のひとつに該当するときは、総会の 2/3 の議決を経て、その会員を除名することができる。

- (1) 正当な理由なく会費の納入、その他会則の規定する義務の履行を怠ったとき。
- (2) 会の事業を妨げ、または統制を乱したとき。
- (3) 会の名誉を著しく毀損する行為があったとき。

（会費）

- (1) 会員は、別に定めるところにより、会費を納めなければならない。
- (2) 会員は、前項の会費のほか、支援業務が発生した際には、別途費用を納入しなければならない。
- (3) 会費は、年1回払いとし、入会月の月末までに納入しなければならない。
但し、年度の途中にて入会する場合の会費の支払いは、会議にて入会が認められた日の属する月の月末までに納入しなければならない。
- (4) 会費額は、原則として各企業均等とする。
- (5) 一旦納付された会費は理由の如何によらず返却しない事とする。本会を退会した者は、会員として一切の権利を失い、既納の会費その他拠出金等一切の資産については、これを返還しない。